



# 新潟県公報

平成30年  
3月23日(金)  
号外  
第12号

## 目次

### 公安委員会

○交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正…………… 1

## 公安委員会

### 新潟県公安委員会規則第一号

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

新潟県公安委員会委員長 臼井佳子

### 交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所等の名称、位置及び所管区等に関する規則（平成五年新潟県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係） 一 交番				別表（第二条関係） 一 交番			
管轄 署名	名称	位置	所管区	管轄 署名	名称	位置	所管区
略				略			
署 察 警 東 宮 都 宇	略	略	略	署 察 警 東 宮 都 宇	略	略	略
	御幸交番	宇都宮市平出工業団地	宇都宮市のうち御幸町、東町、今泉町の一部、平出工業団地、御幸本町、上野町、御幸ヶ原町		御幸交番	宇都宮市平出工業団地	宇都宮市のうち御幸町、東町、今泉町の一部、平出工業団地、御幸本町、上野町、御幸ヶ原町
	略	略	略		略	略	略
			宇都宮市のうち雀宮町、宮の内一丁目、宮の内二丁目、宮の内三丁目、宮の内四丁目、雀の宮一丁目、雀の宮二丁目、雀の宮三丁目、雀の宮四丁目、雀の宮五丁目、雀の宮六丁目、雀の宮七丁目、				宇都宮市のうち雀宮町、宮の内一丁目、宮の内二丁目、宮の内三丁目、宮の内四丁目、雀の宮一丁目、雀の宮二丁目、雀の宮三丁目、雀の宮四丁目、雀の宮五丁目、雀の宮六丁目、雀の宮七丁目、

署 察 警 南 宮 都 宇

	下栗町 交番	略	宮本町 交番	雀の宮 交番
宇都宮市のうち西川田町、西川田東町、西川田一丁目、西川田二丁目の一部、西川田三丁目、西川田五丁目、西川田六丁目、西川田七丁目、	略	宇都宮市のうち陽南一丁目、陽南二丁目、陽南三丁目、陽南四丁目、大塚町、八千代一丁目、八千代二丁目、大和一丁目、大和二丁目、宮本町、双葉一丁目、双葉二丁目、双葉三丁目、東原町、東浦町、江曾島本町、江曾島三丁目、春日町、大和三丁目	宇都宮市のうち陽南一丁目、陽南二丁目、陽南三丁目、陽南四丁目、大塚町、八千代一丁目、八千代二丁目、大和一丁目、大和二丁目、宮本町、双葉一丁目、双葉二丁目、双葉三丁目、東原町、東浦町、江曾島本町、江曾島三丁目、春日町、大和三丁目	宇都宮市のうち陽南一丁目、陽南二丁目、陽南三丁目、陽南四丁目、大塚町、八千代一丁目、八千代二丁目、大和一丁目、大和二丁目、宮本町、双葉一丁目、双葉二丁目、双葉三丁目、東原町、東浦町、江曾島本町、江曾島三丁目、春日町、大和三丁目

署 察 警 南 宮 都 宇

	緑交番 丁目	略	宮本町 交番	雀の宮 交番
宇都宮市のうち西川田町、西川田東町、西川田一丁目、西川田二丁目、西川田三丁目、西川田四丁目、西川田五丁目、西川田六丁目、西川田七丁目、	宇都宮市のうち東浦町、江曾島一丁目、江曾島二丁目、江曾島四丁目、江曾島五丁目、今宮一丁目、今宮二丁目、今宮三丁目、今宮四丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目	略	宇都宮市のうち陽南一丁目、陽南二丁目、陽南三丁目、陽南四丁目、大塚町、八千代一丁目、八千代二丁目、大和一丁目、大和二丁目、宮本町、双葉一丁目、双葉二丁目、双葉三丁目、東原町、江曾島本町、江曾島三丁目、春日町、大和三丁目	宇都宮市のうち陽南一丁目、陽南二丁目、陽南三丁目、陽南四丁目、大塚町、八千代一丁目、八千代二丁目、大和一丁目、大和二丁目、宮本町、双葉一丁目、双葉二丁目、双葉三丁目、東原町、江曾島本町、江曾島三丁目、春日町、大和三丁目

署 察 警 木 栃			
番 大 平 交	お ち や の 番 交	略	略
栃 木 市 富 田 町	略	略	宇 都 宮 市 西 川 田 三 丁 目
栃 木 市 の うち 大 平 町 富 田、大 平 町 西 山 田、大 平 町 下 皆 川、大 平 町 横 堀、大 平 町 牛 久、大 平 町 川 連、大 平 町 土 与、大 平 町 蔵 井、大 平 町 真 弓、大 平 町 下 高 島、大 平 町 上 高 島、大 平 町 北 武 井、大 平 町 新、大 平 町 西 野 田、大 平 町 榎 本、大 平 町 西 水 代、大 平 町 伯 仲	略	略	西 川 田 本 町 一 丁 目、西 川 田 本 町 二 丁 目、西 川 田 本 町 三 丁 目、西 川 田 本 町 四 丁 目、西 川 田 南 一 丁 目、西 川 田 南 二 丁 目、兵 庫 塚 町、兵 庫 塚 一 丁 目、兵 庫 塚 二 丁 目、兵 庫 塚 三 丁 目、幕 田 町、鷺 の 谷 町、下 欠 町、下 砥 上 町、鶴 田 町 の 一 部
栃 木 市 の うち 江 曾 島 一 丁 目、江 曾 島 二 丁 目、江 曾 島 四 丁 目、江 曾 島 五 丁 目、今 宮 一 丁 目、今 宮 二 丁 目、今 宮 三 丁 目、今 宮 四 丁 目、緑 一 丁 目、緑 二 丁 目、緑 三 丁 目、西 川 田 二 丁 目 の 一 部、西 川 田 四 丁 目、緑 四 丁 目、緑 五 丁 目、五 代 二 丁 目、五 代 三 丁 目、み どり 野 町、若 松 原 一 丁 目、若 松 原 二 丁 目、若 松 原 三 丁 目、北 若 松 原 一 丁 目、北 若 松 原 二 丁 目	略	略	宇 都 宮 市 西 川 田 三 丁 目
署 察 警 木 栃	お ち や の 番 交	略	略
宇 都 宮 市 西 川 田 三 丁 目	略	略	西 川 田 本 町 一 丁 目、西 川 田 本 町 二 丁 目、西 川 田 本 町 三 丁 目、西 川 田 本 町 四 丁 目、西 川 田 南 一 丁 目、西 川 田 南 二 丁 目、兵 庫 塚 町、兵 庫 塚 一 丁 目、兵 庫 塚 二 丁 目、兵 庫 塚 三 丁 目、幕 田 町、鷺 の 谷 町、下 欠 町、下 砥 上 町、鶴 田 町 の 一 部

署 警察 ら く さ	略	略	略
	高根沢 交番	略	略
	塩谷郡 高根沢 町大字 宝積寺	略	略
	高根沢町のうち大字上 阿久津、大字中阿久 津、大字宝積寺、大字 大谷、大字石末、光陽 台一丁目、光陽台二丁 目、光陽台三丁目、光 陽台四丁目、光陽台五 丁目、光陽台六丁目、 宝石台一丁目、宝石台 二丁目、宝石台三丁 目、宝石台四丁目、宝 石台五丁目	略	略
略	略	略	略

二 警察官駐在所

署名	管轄		
	名称	位置	所管区
署 警察 木 栃	略	略	略
	下津原 警察官 駐在所	略	略

署 警察 ら く さ	略	略	略
	高根沢 交番	略	略
	塩谷郡 高根沢 町大字 宝積寺	略	略
	高根沢町のうち大字上 阿久津、大字中阿久 津、大字宝積寺、大字 大谷、大字石末、光陽 台一丁目、光陽台二丁 目、光陽台三丁目、光 陽台四丁目、光陽台五 丁目、 宝石台一丁目、宝石台 二丁目、宝石台三丁 目、宝石台四丁目、宝 石台五丁目	略	略
略	略	略	略

二 警察官駐在所

署名	管轄		
	名称	位置	所管区
署 警察 木 栃	略	略	略
	下津原 警察官 駐在所	略	略
	西水代 警察官 駐在所	栃木市 大平町 西水代	栃木市のうち大平町新 の一部、大平町榎本、 大平町西水代、大平町 伯仲
	大平警 察官駐 在所	栃木市 大平町 富田	栃木市のうち大平町富 田の一部、大平町下皆 川の一部、大平町蔵井 の一部、大平町真弓の 一部、大平町新の一 部、大平町西野田
富田警 察官駐 大平町	栃木市 大平町	栃木市のうち大平町富 田の一部、大平町西山	

略	略	略	略
	略	略	略
	三 略		

略	在所	富田	田、大平町下皆川の一 部
	在所	横堀 栃木市 大平町 横堀	栃木市のうち大平町横 堀、大平町牛久、大平 町土手、大平町蔵井の 一部、大平町川邊、大 平町真弓の一部、大平 町下高島、大平町上高 島、大平町北武井
	略	略	略
三 略			

附 則

この規則は、平成三十年三月二十六日から施行する。